

# 視点

## 厳選された強い特許の時代がやって来た！



長谷川 芳樹  
弁理士

最近、二つの変化を感じている。一つは出願の減少であり、これは昨今の経済危機の直接的な影響であろう。もう一つは、進歩性(特許法29条2項)の判断である。特許庁の審査基準に変更はないが、知財高裁の判断が明らかに変化し、それに引き付けられるように特許庁審判の傾向も変化している。

\*\*\*\*\*

### 《出願が減ってきた！》

6月14日の日経産業新聞に「昨年商標出願16%減 不況で新商品開発滞る」という見出しの記事が出た。その2日前の特許庁年次報告がニュースソースになっており、これを見ると昨年の特許出願は一昨年比マイナス1%であった。

今年に入って特許出願の減少傾向が顕著になり、6月末までの半年間の特許出願件数は15万6千件台にとどまったようだ。これは、昨年比マイナス9%前後であり、5~6月の2ヶ月間を昨年と対比するとマイナス15%になる(出願番号対比で推計)。

コスト削減のために出願する発明を厳選することは、以前から広く行われており、今に始まったことではないが、今回の経済危機はインパクトが非常に大きい。また、新規の開発・事業自体が滞っているところから、出願の停滞が顕著になっている。

### 《流れが変わった進歩性の判断》

平成12年に改定された「特許・実用新案 審査基準」(H12審査基準)は、進歩性の判断について「平成6年改正特許法等における審査及び審判の運用指針」(H6運用指針)における「論理づけ」を再構成している。誤解を恐れず大胆に要約すれば、以下の通りである。

#### 【H6 運用指針】

引例中に積極的な動機づけ(課題の記載、内容の示唆など)がなければ進歩性を否定できない。

#### 【H12審査基準】

課題の共通性がなくても技術分

野の関連性があれば動機づけとなり得る。

この審査基準の改定と前後して、進歩性で拒絶される特許出願が大幅に増加した。拒絶査定不服審判の請求不成立(拒絶審決)率で見ると、平成11年までは20%台だったが、平成12年には31%、平成14年には46%となり、平成18年には58%となった。

昨年12月の「冷凍フライ食品」特許無効審決の取消に係る平成20年(行ケ)第1019号判決(知財高裁・塚原裁判長/知財高裁所長)は、この“課題の共通性がなくても技術分野の関連性があれば動機づけとなり得る”とするH12審査基準を事実上否定した判断として注目したい。

進歩性判断の流れが変わったと実感させるのは、今年1月の「回路用接続部材」特許出願拒絶審決の取消に係る平成20年(行ケ)第1008号判決(知財高裁・飯村裁判長)であり、以下の通り、示唆に富む判断が示された。

#### 【平成20年(行ケ)第1008号「回路用接続部材」事件判決で示された判断】

「...発明の特徴点(先行技術と相違する構成)は、当該発明が目的とした課題を解決するためのものであるから、容易想到性の有無を客観的に判断するためには... (中略) ...当該発明が目的とする課題を的確に把握することが必要不可欠である。

そして、容易想到性の判断の過程においては、事後分析的かつ非論理的思考は排除されなけ

ればならないが、そのためには、当該発明が目的とする「課題」の把握に当たって、その中に無意識的に「解決手段」ないし「解決結果」の要素が入り込むことがないよう留意することが必要となる。

さらに、当該発明が容易想到であると判断するためには、先行技術の内容の検討に当たっても、当該発明の特徴点に到達できる試みをしたであろうという推測が成り立つのみでは十分ではなく、当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという示唆等が存在することが必要である」

### 《その後の知財高裁判決》

上掲の進歩性に関する10096号判決の判断は、その後の知財高裁判決にも引き継がれた。今年3月から4月に、下記の3件の特許出願拒絶審決の取消に係る判決が出た。

「キシリトール調合物」事件

平成20年(行ケ)第10261号

「エアセラー緩衝シート」事件

平成20年(行ケ)第10153号

「ラチェット機構」事件

平成20年(行ケ)第10121号

誤解を恐れずに単純化すれば、「課題の共通性がなくても技術分野の関連性があれば動機づけとなり得る」とするH12審査基準が否定され、「引例中に積極的な動機づけ(課題の記載、内容の示唆など)がなければ進歩性を否定できない」とするH10運用指針が事実上復活した、ということであり、進歩性の判断は緩やかになった、と言えよう。

過去の例を見れば、高裁判決の流れが変わると特許庁審判の流れが変

わり、やがて審査基準や運用指針などが変更されて審査の傾向が変わってくる。進歩性判断の新しい傾向にマッチした知財戦略、発明の権利化対策が必要になるだろう。

### 《厳選された強い特許の時代》

H12審査基準の厳しい進歩性判断が否定されるからといって、そのまま先祖がえりすることはない。例えば、異議申立制度が付与後異議制度を経て廃止された時代のような、発明性や特許性に問題のある特許が目だって増えた時代に戻ることはないだろう。

アイデアの域を出ない発明や、発明の構成が明細書で十分に説明されていない発明や、クレームでの特定に不十分さが残る発明は、仮にH10運用指針の下であれば特許になったとしても、これからは保護されることがない。あくまでも、発明自体がシッカリしていて、クレームや明細書も十分に記載されている場合にのみ、緩やかになった進歩性の判断基準が適用されて保護される、と言えよう。つまり、厳選された強い特許の時代がやってくる、と思われる。そして、このような新しいプロパテント時代には、権利化の目的と権利化後の戦略に応じて出願を使い分けることが大切になってくる。

少し長くなるが、知財高裁元判事である宍戸充弁護士の対談における発言を引用する。

#### 【宍戸元裁判官の発言】

「従来のようなクレームをできるだけ広く書くというやりかたは、そろそろ限界に近づいているように思うんですよ。確実に権利をとることと、第三者を広く排除できる権利とすることと、一つの明細書でやろうとすると、

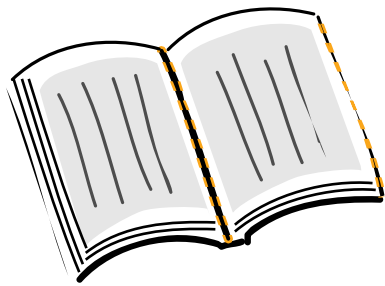
無理が起きるのではないかと。つまり、自分の会社の技術を守るためにする発明というのは、少々狭くなってもしっかりと権利がとれるクレームにする。一方、その周辺で第三者を排除したいという場合には、別の明細書でもっと広いクレームとして、もしも、権利化に失敗したとしても、公知技術になってしまうから、第三者による独占の心配はなくなるという効果がある。そういう考えも、少し必要になってくるんじゃないですかね。

一つの明細書で全部賄おうとするから、難しくなる。先ほどのリパーゼ事件の最初の出願はちゃんとRaリパーゼと書いてきっちり権利をとっています。そういう考えも、少しは必要になってくるんじゃないですかね。」  
(『パテント』誌2009年7月号13ページ)

東京地裁知財部、東京高裁知財部および知財高裁において数多くの特許事件をみてこられた宍戸弁護士のご発言は、権利化の目的と権利化後の戦略に応じて出願を使い分ける、という点で明確かつ明快である。

未曾有の経済危機の中で、出願減少と進歩性判断の流れの変化が同時に進行している。経済危機のトンネルを抜けた先には、今までと違う新しい時代が待っている。その時代は、きっと“厳選された強い特許の時代”になるにちがいない、と考えている。

以上



# 特許制度活用便利帳

## 第19回

### 「分割出願制度②」



弁理士 ■ 石田 悟

<Q> 係属中の出願について、本出願とは別に分割出願で権利化を目指したい発明があるのですが。

<A> 分割出願について規定された一定の要件を満たす必要があることに注意しましょう。

**係**属中の特許出願が二以上の発明を包含している場合、前回説明したように、分割出願を行うことで複数の発明のそれぞれについて権利化を目指すことが可能です。このような分割出願は、当然ながら出願人が希望すればいつでも無制限に可能なものではなく、適法に分割出願を行うためには、一定の要件を満たす必要があります（出願の分割についての審査基準参照）。

ここで、出願の分割の要件に関しては、平成18年法改正において、分割の時期的制限を緩和する改正がなされています。この時期的制限の緩和の規定は、改正法施行日である平成19年4月1日以降の特許出願に適用されます。

また、その後の平成20年法改正において、不服審判請求期間の拡大がなされていますが、これに対応して、分割出願の時期的要件についても一部変更があります。この時期的要件の変更は、拒絶査定の際の本送達後の分割出願について、拒絶査定の際の本送達が平成21年4月1日以降である

場合に適用されます。

**分**割出願の要件としては、具体的には形式的要件と、実体的要件とがあります。また、形式的要件には、分割出願の主体の要件と、時期的要件とが含まれます。分割出願の主体については、原出願の出願人と分割出願の出願人とが、分割時において一致している必要があります。

また、時期的要件については、原出願が平成19年3月31日までの出願であるか、もしくは平成19年4月1日以降の出願であるかによって、分割可能な時期が異なることに注意が必要です。

まず、平成19年3月31日までの出願の場合、(1)明細書、特許請求の範囲又は図面(明細書等)についての補正が可能の時又は期間内において、分割出願が可能です。これは、分割出願も補正の一種という考え方に基づくものです。

この場合の補正可能な時又は期間は、具体的には、①拒絶理由通知後を除く出願から特許査定の際の本送達前、②拒絶理由通知に対する意見書提出期間内、③特許法第48条の7の規定による通知に対する意見書提出期間内、及び④拒絶査定不服審判の請求と同時の4つの時又は期間が該当します。

また、平成19年4月1日以降の出願の場合、上記(1)に加えて、(2)特許査定（前置審査での特許査定、及び審決によってさらに審査に付され

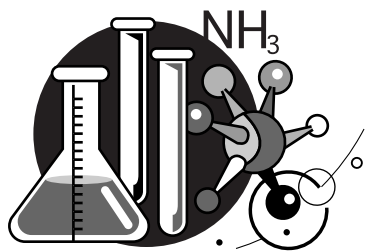
た場合の特許査定を除く）の際の本送達日から30日以内、及び(3)最初の拒絶査定の際の本送達日から3月以内についても、分割出願が可能となっています。なお、上記(2)の場合、特許査定の際の本送達日から30日以内であっても、特許権の設定登録後であれば、出願が係属していないために分割出願をすることはできません。

—方、分割出願の実体的要件については、補正可能な時又は期間内において分割出願がなされた場合には、(i)原出願の分割直前の明細書等に記載された発明の全部を分割出願に係る発明としたものでないこと、及び(ii)分割出願の明細書等の記載事項が、原出願の出願当初の明細書等の記載事項の範囲内であることが求められます。

また、補正が可能ではない期間内において分割出願がなされた場合には、上記(i)、(ii)に加えて、さらに(iii)分割出願の明細書等の記載事項が、原出願の分割直前の明細書等の記載事項の範囲内であることが求められます。

以上、出願の分割の要件について簡単に説明しましたが、具体的に分割出願を検討する際に、その時期、内容、適切な出願の進め方などについて不明な点がありましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

以上



シリーズ

## Pharmistrial～薬化材分野の特許想

## 第14回 実施形態における化合物の例示

【銀座ケミカル推進事業部】

化学系の出願では、図面に基づく説明をすることができないことが多いため、実施可能要件(特許法第36条4項第1号)及びサポート要件(特許法第36条6項第1号)違反防止をするためには、実施例を充実させることが必要となります(薬化材分野の特許 第13回参照)。といはえ、十分な実施例を準備することを待っている、特許を出願するまでには時間が経過してしまいます。

## 1. 実施形態の記載

そこで、【発明を実施するための最良の形態】において、発明の範囲を具体的に記載しておくことが重要となります。例えば、発明が「(A)と、(B)と、(C)と、を含む樹脂組成物。」である場合、当然、実施形態には、(A)、(B)及び(C)成分の具体例をそれぞれ記載しておく必要があります。

## (1) 化合物を段階的に例示する

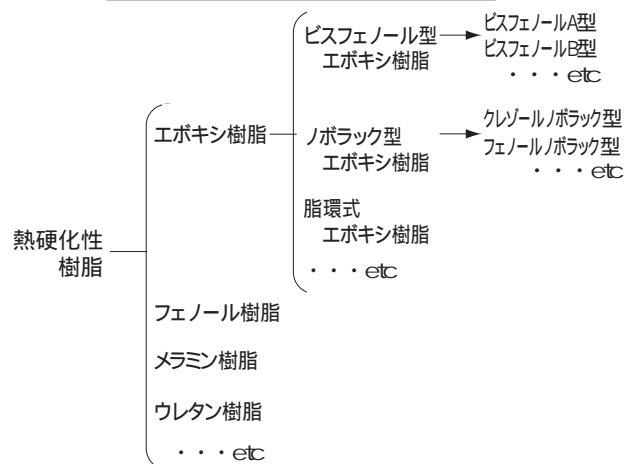
しかしながら、想定される化合物を例示列挙したはずだったものの、実は重要な化合物の例示が抜けていたことに気付いてから気付いたことはないでしょうか? こうならないように、上位概念から下位概念へとグループ分けして段階的に記載していけば、記載漏れを防ぐことができ、かつ、後の補正でクレームに組み入れ易くなります。

ここでは、(A)成分が「熱硬化性樹脂」であり、出願時点の実施例がビスフェノールA型エポキシ樹脂である場合を、例として説明します。右図に示すように、予め想定される化合物を整理しておけば、実施形態に反映させることが容易となります。

右図に基づき、実施形態では、まず、「熱硬化性樹脂」の下位概念である「エポキシ樹脂、フェノール樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂・・・」等を記載します。次に、「エポキシ樹脂」について、その下位概念である「ビスフェノール型エポキシ樹脂、ノボラック型エポキシ樹脂、脂環式型エポキシ樹脂等」を記載し、さらに・・・といった具合に段階的に例示していきます。また、エポキシ樹脂に限定されるのを防ぐために、フェノール樹脂等についても同様に段階的に記載してお

きます(この場合は、エポキシ樹脂以外の熱硬化性樹脂を用いた実施例を国内優先で追加することが望ましいです。)

## 【熱硬化性樹脂の段階的記載例】



同様に、(B)成分及び(C)成分についても上位概念から下位概念へとグループ分けして段階的に記載します。

## (2) 効果を記載する

なお、単に化合物を例示しただけでは、引用発明に上記(A)成分として例示した化合物の1つと(B)成分と類似する(B')成分とを組み合わせた記載が認められた場合には、進歩性の判断が問われることがあります。そのため、単に例示するのではなく、好適な理由、並びに(B)及び(C)成分と組み合わせることによる効果を記載しておくことが望ましいと考えます。

化学分野のように、物の構造に基づく効果の予測が困難な技術分野に属するものについては、引用発明と比較した有利な効果を有することが進歩性の存在を推認するための重要な事実となります。

## 2. 国内優先権出願

そして、実施形態を十分に記載した上で、国内優先権制度を利用して、実施例を追加することでサポート要件違反、実施可能要件違反の更なる防止を図ることが重要と思われます。

以上

## シリーズ

知らなきゃ恥かく  
判例の常識(35)

★判例の詳細な情報が必要な方は、各判例の担当者にTEL、FAX、メール等でお問い合わせ下さい。

## 観念類似と出所混同

## 【平成21年(行ケ)第10052号 審決取消請求事件】

本件は、無効審判の棄却審決に対して、原告がその取消を求めた事案であり、この棄却審決には判断の誤りがあるとして、かかる審決が取り消されたものである。

被告の登録商標は「天使のスイーツ」の文字を横書きにしたものであって、指定商品は第30類「菓子及びパン」である。一方、原告は、「エンゼルスweets」の片仮名文字及び「Angel Sweets」の欧文字を上下二段に表し、指定商品に第30類「菓子及びパン」を含む登録商標を有しており(原告商標が先願かつ先登録)、これを引用して被告商標の登録は商標法第4条1項11号に違背するとして無効審判を請求したが、棄却されたものである。本件の争点は、両商標から生じる観念の類否及び出所の混同であって、特に、「angel」と「天使」の観念についてがポイントになった。

審決は、両商標がいずれも特定の観念を生じないと判断している。たしかに、両商標の「スイーツ」「Sweets」部分は、「甘い菓子の総称」を意味し、ここには特定の観念が生じないが、「エンゼル」「Angel」が「天使」の意味を有することは、指定商品の取引者や需要者のみならず、我が国の一般的な外来語や英語の理解能力を前提とすると、一般人においても極めて容易に認識し得る程度のものであり、「天使のスイーツ」と「エンゼルスweets」から、いずれも「天使の甘い菓子」、「天使のような甘い菓子」又は「天使」という観念が生じる。とすれば、その観念は同一であるから、それが同一でも類似でもないとした本件審決の前記判断は誤りと判示された。

また、商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観・観念・称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかも、その商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である(最高裁昭和39年(行ツ)第110号昭和43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁参照)。これを両商標にあてはめると、両商標の外観及び称呼は相違するが、前述のとおり観念は同一であり、指定商品を共通にするものである。観念が同一であって、取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すると、同一の指定商品である「菓子及びパン」に使用した場合に、商品の出所につき誤認混同されるおそれがあるといえる。なお、これに反する取引の実情は見当たらないとして、審判での審理判断は誤ったものとして審決が取り消されたものである。

一方、反対に観念が異なることで、称呼が同一であっても出所混同はしないという判断を受けるケースもある。平成13(行ケ)144の「痛快」と「TsuKai」(本誌19頁参照)や平成16(行ケ)229の「魚耕」と「魚幸」事件がある。

★詳細についての問い合わせ：  
弁理士・光野 文子



## プロダクト・バイ・プロセスクレームの米国における権利解釈～CAFCにおける統一指針～

【2009518CAFC(en banc)】

<http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/07-1400.pdf>

## 1. 事案の概要

製法で物を特定したクレームをプロダクト・バイ・プロセスクレーム(PBPクレーム)という。米国においては、クレーム範囲はクレーム記載のプロセスに限定されるとする判決(限定説)と、限定されないとする判決(同一性説)とが存在し、矛盾する見解となっていた。

本事案では、大法廷(en banc)による審理が行われ、CAFCは従前の最高裁判決等に基づき、PBPクレームは、クレーム記載のプロセスに権利範囲が限定されると判示した。

## 2. CAFCの論理

製法により規定された新化学物質があるとする。発明者は、この化学物質の構造や性質を明言せず、あるいはできないでいる。そして、「Y製法による化合物X」という製法による物クレームを権利化したとする。

クレーム解釈において、「Y製法による」という限定を含めないとすると、別のZ製法による化合物Xを第三者が得た場合には侵害に問われる。しかし、これらY製法とZ製法による化合物Xが同じものであるかどうかをどう判断すればよいのか。発明者は、一のプロセスしか開示しておらず、具体的な構造や特性は開示していない。この場合、製法を比べる以外に分析のしようがない。開示したプロセスは侵害の判断要素とせず、開示のない構造・特性により侵害を追及することは妥当でない。

さらに、「Z製法による化合物X」が「Y製法による化合物X」よりも優れた方法で製造できる可能性がある場合に、Zの実施を制限する根拠を見出せない。

## 3. 日本におけるPBPクレームの解釈

日本においては、特許庁における審査実務においては、クレーム記載のプロセスに限定されないとする同一性説が採られている。裁判例においても、同一性説を採るものが多い。

## 4. 考察

上記CAFCの判決は、あくまで侵害事件におけるクレーム解釈についてのものであり、米国特許庁での特許性判断や特許後の裁判所における有効性判断におけるクレーム解釈について言及したものではない。今のところ、MPEPは変更されておらず、特許性は従前通り同一性説により「物」そのものに基づき判断されるようである。すなわち、審査においては広く解釈され拒絶され易い一方、侵害訴訟においては狭く解釈されてしまう。

よって、可能な限り、物の発明は物で特定するのが無難である。今後の裁判例の蓄積が待たれるが、「A層の上に成長(grown)されたB層」などの規定の仕方は、日本では大丈夫としても、米国では成長させて層形成した方法によるものに限定解釈されるおそれがあるのではないかと、「provided」や「disposed」などで規定した方が無難だと思われ、使用する文言に注意を払う必要がある。

詳細についての問い合わせ：  
弁理士・黒木 義樹





# 【私の節約自慢】

*the Pride of my Economy*

## 無理のない節約法

齋藤 美里

使わなくて良いものにはお金をかけず、使うべきところには躊躇なく使う!というのが私のポリシーです。

私にとって「使わなくて良いもの」の一つとして、利用できるものの買い替え、が挙げられます。例えば、現在使用している電化製品に関して言えば、学生時代から愛用している年代ものばかりです。もともと電化製品に興味は薄く、TVは見ることができさえすればいい、携帯電話は話ができてメールができれば十分と考えるので、TVは未だにブラウン管でVHS愛用者であり、携帯電話にいたっては修理に出した代用品と間違われる程、何世代も前の機種を使用しています。一方、私にとっての「使うべきところ」は、趣味やチャレンジしたいと思うことに関してかかる費用であり、海外留学をはじめ、挑戦したいと思うことに関してはあまり躊躇せず、まず実行してきました。そのため、「今度はあれに挑戦したいな」といった目的が見つかりと自然に出費を控えるようになります。最終的に節約になっているのかはわかりませんが、目的を持つことが、「使わなくて良いもの」の出費をおさえ、節約を心がけるきっかけとなっています。

余分な出費を控える、ということ以外に意識して節約することには無頓着な私ですが「節約」と考えずに日常の中で行っている行動はたくさんあるように思います。例えば、食料品は献立を決めてから買い物に出かけるのではなく、なるべく安いものやその日のお買い得品を購入してから後で献立を考えて料理しています。何気ない癖なので「節約自慢」とまではいきませんが、買い過ぎに注意をすれば、あらかじめ献立を決めておくよりも多少の節約になっていると思います。さらに、余ったおかずは翌日のお弁当として利用できるのも無理なく節約できて一石二鳥です。

また、趣味の一つとして、最近ではベランダでの家庭菜園(?)に挑戦しています。家庭菜園と言っても、初心者でも簡単に栽培できるハーブや大葉のみですが、使いたい時にさっと使え、節約にもなるのでとても便利です。

今回の執筆を機会に、今後は「使うべきところ」の使いみちについて考えながら、日常生活の中で意識して工夫していけるような節約術を見つけ、実践していきたいと思います。

## 我が家のエコ

坂西 俊明

今、スーパーだけでなく、コンビニなどでもレジ袋削減の流れになっている。そんな流れが主流となる前から、我が家の妻はエコバッグを毎日持ち歩き、レジ袋や紙袋をもらわないようにしている。妻が持っているエコバッグはもう4代目。妻はその日の気分や服装で、持ち歩くエコバックを変えている。

ある日、妻の代わりに私が近所のスーパーに買い物に行く事になった。そんな私に妻はエコバッグを持って行くように強く勧めてきた。そしてエコバッグと共にスタンプカードを手渡してきた。なんでも、近所のスーパーでは、レジ袋をもらわなかった場合、1回の買い物につき1点スタンプを貰え、それが30点貯まると100円割り引きしてくれるとの事。もらったスタンプカードにはすでに半分以上スタンプが押してある。さりげなくそんなサービスを利用していることに驚く反面、こんな妻に任せておけば家計は安泰だと、安心した覚えがある。

しかし後日、妻と一緒に出かけた時に、妻が使用しているエコバックが売られているお店を発見した。ふと値札を見ると、1つ1500円と書いてある。エコバッグの素材感からして、1つ数百円程度と思っていた私は、衝撃を受けた。冷静に計算してみると、エコバック1つ分の投資を回収するためには、買い物を30×15回行わなくてはならない。それがすでに4個もあることを考えると、気が遠い数字となる。1500円のエコバックは割にあわない。

しかし、妻は全く気にする事なく、かわいいエコバックを見ると足をとめて吟味する。今後も我が家のエコバックは、増えていくのであろう。1500円のエコバックは家計には決して優しくないが、資源の節約という意味では、地球のためにはそれなりに優しいのであろう。ただ、これからは、家計に優しい節約術を考えて行きたい。



# 【私の節約自慢】

*the Pride of my Economy*

## 私の節約

工藤 莞司



私の年齢層では節約は当たり前のことだ。戦後に幼少期を過ごして、衣服や学用品のみならず、田舎と雖も、非農家では食料も十分ではなかった。そのような中で、祖母には、もったいない仕付けを受けながら育った。その後、経済の高度成長時代はその雰囲気にも飲まれて、もったいない思想は一時忘れて去っていた。しかし、加齢とともにまた頭を擡げて来たようだ。結構なことだと思っている。

他人様に自慢するような節約ではないが、一つは、不要となった裏白用紙の再利用である。これをメモ用として、机上やパソコン前、台所、寝室とそれぞれクリップ止めして、筆記具共々置いてある。それぞれ、スケジュールや防備録、懸案事項に閃いたとき、メモしたいときに、即座に書き込む。大学での失敗コピーなどの外に、様々な文書や資料、ちらしの類が舞い込んで、その大半は裏白である。今では、使い切れないほど家の中それぞれの箇所に置かれている。最近では、パソコン印刷用紙としても利用している。自分用資料や推敲用で、提出用でなければ十分に間に合う。したがって、印刷用紙を購入するインターバルが長くなったようである。

プリンター用インクリボンの使用が二つ目の節約である。現在のような仕事を続けていると、日頃からパソコンにはお世話に成りっ放しである。プリンター出力すれば、検索情報や作成原稿が簡単に印刷することができ、しかも、原稿は見た目には完成稿化してしまう。また推敲にはベストだ。従来はその都度印刷していた。ところが、インクの消耗が意外に速いのである。一色でもなくなってしまうとプリンターは使用できない。ある時、締め切りを過ぎた夜中に、インク切れが生じて往生したことがあった。それ以来、スペアを用意しながらも、極力印刷を押さえて、節約に心掛けている。インクリボンの費用も決して小さくはないのだ。

## 節約考

安野 弘明

思えば私は、あまり節約を意識したことがないようだ。何と云うか、質素儉約の陰に潜む浪費的反動形成が怖いからだろうか。そんな背反性と巧みに付き合うほどの素質が無い私は、とりあえず、節約思考をどこかへ追いやる。粗衣粗食がもたらす華美への衝動が生まれないようにする。道理で書くネタに困るわけだ。

そんな私でも、最近ふと、人に気づかされた節約がある。どうやらそれは私自身の生活習慣に拠るものらしい。

例えば、料理好きな私はあまり外食をしない。仲間同士で飲むビールはこの上なくウマイが、飲んだくれない。タバコは吸わない。土日は海に行かないと落ち着かないし、近距離ならタクシーを拾うより歩いてしまう方が気分が楽だ。そんな私を見て、ある人は言う。「長い人生、大事なものは、君みたいに健康的な生活を続けること。そして、病院に世話にならない老後を迎えること。それが結局は大きな貯金になるのさ。」「なるほど～（こんな節約自慢も面白そうだ。全く意識したことは無かったが、見方によっては人生をかけてじっくり節約しているようにも見えるのか。よし、この逸話について執筆しよう。）」

そんなことをモヤモヤ考えながら酒屋に向かい、廉価なホワイトリカーの前を素通りする。そして厚木の純米酒を買う。今年の梅酒は神奈川の美山錦で仕込もうと決めていたのだ。残念ながらそこに節約の入り込む余地は無い。突きつけられたそんな矛盾などお構いなしに、一年後の芳醇な香りに思いを馳せる。

節約に、私は完璧を求めない。「常に儉約しよう」と欲しても、破滅するだけだ、道徳的にも(トシュルム)、である。そう考える私には、フロイト的無意識に導かれながら、「なんとなく節約生活」な健康生活をのんびりと続けていくのが性に合っているように思える。

いずれにせよ、このありふれた日常に、思わぬ節約自慢を見つけれられた幸せ。さて、今年の梅酒も美味しくなりますように。



## 【私の節約自慢】

*the Pride of my Economy*

### 私の節約術

節約の申し子

節約とはそもそも、毎月の支出が収入よりも多くならないようにしたり、目的があってお金を貯めたりする為に行うものでしょう。これらに対する強い動機がないと、なかなか節約というのは出来ないものです。我が家には現在、その強い動機が欠けているので、「節約」の概念があまりありません。いっそ、「家を買う」クラスの大きなイベントでも企画してみましようか。しかし、ずぼらの粒が揃った我が家のことですから、それは泡と消えてしまうに違いないのです。

現在、我が家の家計は私が管理しています。夫は自分の稼いだお金の執着がないのか、毎月の給料日には自分のお小遣いと、電気代など夫の口座から引落しになっている分の金額を差し引いて、「今月の分」とポンと渡してくれます。ですから、夫の口座残高は増えることはありません。一方、私の稼ぎは、私のお小遣いと二人の貯金に化けます。この管理方法を友人などに話すと、もちろんとても驚かれます。「節約の申し子が全財産持って夜逃げしたら面白いんじゃない」と言う始末です。夫は私が夜逃げしない前提で、あえて管理能力を試しているのでしょうか。

数年前の私は、主婦1年生として家計簿をきちんと付け、節約を心がけていました。ところが、当初の目的であった「貯金」をし、その目的を果たした後は、かなアバウトな家計管理になってしまっています。このような状況の中、「節約」について書くネタを考えたときに、1つだけ実践していることがありました。

それは、「交通費」の節約です。徒歩30分の距離に出かけるのでしたら、公共交通機関は使いません。そうすると、運動にもなり一石二鳥です。私は東京メトロ日比谷線の沿線に住んでいますが、横浜へ出向くときは日比谷線の終点である中目黒駅まで歩きます。そして中目黒駅から東急東横線に乗って横浜まで行くと、私の最寄り駅から中目黒駅までの運賃、160円が浮きます。異なった会社の路線を乗り継ぐと運賃が高くなってしまいますので、その分を節約することです。往復で320円、なかなか馬鹿に出来ない額です。おまけに、健康への「切符」も付いてきます。それに、歩きながら目的地へ向かうと、町並みの面白さ、草花の息吹なども感じられるので、いいことづくめです。

蛇足ですが、「私の節約術」もう一つありました。それは、外へ飲みに行く時には、あらかじめ家で1、2杯のビールを飲んでいくことです。そうすると、トータルの飲み代が安くなります。あまり皆さんにお勧めはしませんが…。この話をすると、大概の人には呆れられてしまうのです。当たり前かもしれないですね。へへへ。健康への切符で、キセル乗車はいけませんね。こちらの節約術は忘れることにしましょう。

### 貧乏性の節約術

B型娘

このテーマについて書くことになったとき、私には「節約している！」と自慢できることがほとんどないことに気がついた。節約めいたことを始める事はあるが続かない。また基本的に自分の快適さを優先してしまう。

例えば、私は会社で一日にコーヒーを3杯くらい飲むので、自分でお湯を使ってインスタントコーヒーを作った方が買うより節約になると思い、今年に入ってタンブラーを買った。だが、暑い夏になると、氷の入った冷たいコーヒーが飲みたくて、結局現在はまた自動販売機でコーヒーを購入している。外食した際も、自宅じゃ食べられない料理なのだからと、節約を考えることも無く、思うままに食べたいものを注文するし、タクシーなども、飲んで帰った日などはつい乗って帰ってしまう。家までたったのワンメーターの距離なので、歩けばよいのだが、夜道は危険だしと、もったいないという気を紛らわせて利用している。

そんな私だが性格が幸いして無意識に節約をしているのでは？と思うことはある。

それは、自分の中で各商品の基準金額を意識して、それを守って買い物することである。例えば、日常消耗品の買出しの際、ティッシュペーパーは 円以下でないと買わない、マヨネーズは××円でないと買わないなどだ。最近主婦の間でも、食材の最安値を入力しておける携帯サイトなどがはやっているようで、その最安値リストを見ながら買い物し、食費を節約する方法があるようだが、私の節約法もまさにそれと同じである。

私のこういった基準は消耗品だけでなく、洋服や、旅行、その他いろんなものにあるので、かなりの節約が出来ている。しかも貧乏性なのでおそらくたいの物の設定価格は他の人より低い。

そういう基準金額(あくまでも自分の中でのものだが)を意識することで、ドカンとお金を使うこともなく、毎月の使用金額をだいたい同じくらいにすることができていると思う。単なる貧乏性で、気に入ったものをバーンと買えない性格なだけなのだが、同じものを高い値段では買わないし、基準より高いもので気に入ったものは、安くて同じものがないかをまず探す。これが私の節約術だと思う。